

住吉区地域防災計画 主な改訂内容

改訂の主な趣旨

次の点について、主に修正を行う

- 人口等時点修正によるもの
- 大和川氾濫時の避難情報発令基準水位の変更にに関するもの
- 情報収集手段によるもの

主な改訂内容

○各項目における時点修正

- ▶ 人口や世帯数等の基礎情報をはじめ、避難所、福祉避難所情報等の項目について、時点修正を行う。

○大和川氾濫時の避難情報発令基準水位の変更に伴う修正

- ▶ 市危機管理室を通じて大和川河川事務所から、大和川氾濫時の避難情報発令基準水位が変更になったことに伴い、修正を実施

【警戒レベル3】 4.7m ⇒ 4.96m

【警戒レベル4】 5.3m ⇒ 5.54m

【警戒レベル5】 6.8m ⇒ 6.19m

○情報収集手段によるもの

- ▶ 防災スピーカの音声聞き取りにくいとの意見が多数あることから、聞き取れなかった場合の「防災行政無線テレホンサービス」のほか、「大阪市防災アプリ」や「おおさか防災ネット」「大阪市 LINE 公式アカウント」などの説明を追記

〈主な改訂内容一覧〉

目次項目（改訂後）	改訂区分	主な改訂内容
I 区の特性と想定される災害	—	—
第1章 住吉区の特性	—	—
第2節 社会特性	修正	・住吉区の人口や世帯数等の時点修正(P1～3) ・連合別人口等から小学校区別人口等に修正(P2)
第2章 災害想定と被害想定	—	—
第3節 自然災害	—	—
1. 内陸活断層による地震と被害想定	修正	・市地域防災計画修正に伴い各表における注記（発生確率）を修正(P5、6、9)
第4節 火災・事故	—	—
1. 火災は人災	修正	・数値を時点修正(P20)
II 災害予防・応急対策	—	—
第4章 災害に対する日ごろの備え	—	—
第6節 家庭で準備できること（自助）	—	—
1. 正しい行動がとれるよう防災会議を開こう	修正	・避難情報発令基準水位の変更に伴う基準水位の修正(P24)
第8節 区役所における平常時の取組み(公助)	—	—
2. 避難・安全対策	修正	・避難勧告が廃止され避難指示に一本化されたことによる修正(P40)
4. 区内の事業所、学校等との連携	修正	・避難情報発令基準水位の変更に伴う基準水位の修正(P42)
第5章 災害時の応急対策	—	—
第11節 避難	—	—
1. 避難情報	拡充	・「防災行政無線テレホンサービス」や「大阪市防災アプリ」等の情報を掲載(P49、50)
3. 避難場所・避難所について	修正	・避難情報発令基準水位の変更に伴う基準水位の修正(P.53)
第15節 区役所の災害応急活動（公助）	—	—
2. 協働協力体制	修正	・避難勧告が廃止され避難指示に一本化されたことによる修正(P67、68)
4. 避難所開設基準	修正	・避難情報発令基準水位の変更に伴う基準水位の修正(P.71)
6. 生活物資	修正	・遺体仮収容所（安置）所の施設名称を削除(P73)

目次項目（改訂後）	改訂区分	主な改訂内容
資料2（一時避難場所・災害時避難所・福祉避難所一覧表）	修正	・災害時避難所の内容を時点修正
資料3-1（区役所内備蓄物資一覧表）	修正	・内容を時点修正
資料3-2（災害時避難所内備蓄物資・救助資器材一式・その他）	修正	・内容を時点修正